

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度が始まります

地方税法の改正により、これまで納付書や口座振替でお支払いいただいていた、公的年金にかかる住民税が、平成21年10月支給分の年金から自動納付(天引き)されるようになります。

特別徴収の対象となる方

住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等を受給されている方で、平成21年度の初日(4月1日)に老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の方です。

ただし、次のいずれかの条件に該当する方は対象となりません。

- ① 老齢基礎年金などの公的年金の年間受給額が18万円未満である方
- ② 特別徴収される住民税の年額が対象となる年金の年間給付額を超える方
- ③ 年金から介護保険料が特別徴収されていない方

特別徴収の対象となる税額

公的年金等にかかる所得に対する個人住民税の所得割額及び均等割額が特別徴収の対象です。

給与所得や不動産所得など公的年金以外の所得に対する税額は、給与からの特別徴収又は普通徴収となります。

特別徴収の対象となる年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金(国民年金)・老齢厚生年金・退職共済年金などの公的年金等です。

介護保険料を特別徴収で納めていただいている方は、介護保険料が特別徴収されている年金から引き落としとなります。対象となる公的年金を複数受給されている場合も、介護保険料が特別徴収されている年金から引き落としとなります。

特別徴収の実施時期

平成21年10月支給分から実施します。

公的年金からの特別徴収ができなくなる場合

次のような場合には、特別徴収が中止となり、普通徴収の方法で納めていただくことになります。

- ① 下野市から転出された方
- ② 年度途中で亡くなられた場合や裁定取り消しにより受給権を喪失された方
- ③ 特別徴収される税額に変更があった方
- ④ 当該年金額から所得税、介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を差し引いた金額が、特別徴収される住民税額よりも少なくなってしまう方

65歳未満で公的年金を受給されている方

これまで、給与から公的年金等にかかる税額を特別徴収により納付していただいた方については、今年度から公的年金等に対する税額を普通徴収(個人納付)の方法で納税していただくことになります。

(給与所得にかかる税額は、これまでどおり給与からの特別徴収で納めていただきます)